

大牟田市政治倫理条例の概要

【対 象】 市議会議員（以下「議員」という。）並びに市長、助役、収入役及び企業管理者（以下「市長等」という。）

【目 的】 市民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

大牟田市政治倫理条例のポイント

- 1 議員及び市長等の責務
- 2 市民等の責務
- 3 政治倫理基準
- 4 大牟田市政治倫理審査会の設置
- 5 市民の調査請求権
- 6 贈収賄罪等宣告後における釈明
- 7 議員及び市長等の配偶者等の請負辞退

議員及び市長等の責務

議員及び市長等は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

市民等の責務

市民等は、自己の利益又は第3者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、議員及び市長等に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

政治倫理基準

議員及び市長等が遵守する政治倫理基準として次に掲げる事項を規定

- (1) 市民全体の奉仕者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市が行う許認可や契約等に関し、特定の企業等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

- (4) 政治活動に関し、企業等から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと（後援団体も同様に措置）。
- (5) 市職員の採用に関し、推薦又は紹介をしないこと。

大牟田市政治倫理審査会の設置

- (1) 学識経験を有する委員及び市民等7人で組織し、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置する。
- (2) 審査会は次に掲げる事務を行う。

- ・ 市民から議員及び市長等に係る調査請求を受けた場合、その事案についての調査を行い、審査会が必要と認める措置についての勧告を行う。
- ・ 調査に当たっては、必要に応じ、「事情聴取」「議員又は市長等に資産報告書（ ）の提出を求める」「議員及び市長等に関連資料の提出や意見の陳述を求める」「関係行政機関又は公私の団体に照会する」...等を行い、事案の実態を明らかにする。

() 資産等報告書の内容...資産の内容、収入及び贈与の内容、地位及び肩書
〔資産公開条例に基づく資産公開ではなく、事案の
解明のために必要なもの〕

- (3) 審査会の会議は原則として公開（やむを得ず非公開とする場合は、3分の2以上の委員の同意が必要）

市民の調査請求権

市民は、議員及び市長等が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者の100分の1以上の連署及び違反する疑いのある事実を証する資料を添えて、議長又は市長へ調査を請求することができる。

贈収賄罪等宣告後における釈明

議員又は市長等が、刑法第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪（「収賄」「受託収賄及び事前収賄」「第三者供賄」「加重収賄及び事後収賄」「あっせん収賄」「贈賄」）により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長又は市長が市民に対する説明会を開かなければならない。この場合において、当該議員又は当該市長等は、説明会に出席し釈明するものとする。

議員及び市長等の配偶者等の請負辞退

議員及び市長等の配偶者及び1親等までの血族は、地方自治法第92条の2及び第142条（法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第7条の2第11項の規定（請負等の禁止）の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負（下請負を含む。）及び一般物品の納入契約を辞退し、市民に対し疑惑の念を生じさせないようにしなければならない。